

大阪狭山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年(2019年)5月30日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

松井康祐

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川照人
- 2 通知を受けた日
令和元年(2019年)5月30日
- 3 監査結果に関する報告
平成30年2月26日付け大狭監第2012号
大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る監査結果に関する報告
- 4 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおり



大狭財第5003号
令和元年(2019年)5月30日

大阪狭山市代表監査委員

北井末廣様

大阪狭山市長 古川



大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ
事業等に関する執行方法に係る監査の結果への措置について

平成30年2月26日付け大狭監第2012号により、提出のあった監査結果及び
意見に対する措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき別紙
のとおり通知します。

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する 執行方法に係る監査結果への措置について

1 メルシー for SAYAMA株式会社の経営、財務等に関すること

(1) メルシー for SAYAMA株式会社の第一期決算の修正について

ア 修正前と修正後の決算について、内容及び経理は適正か。

原因

事業目的に沿った合理的なものかという観点からは、不適切な経理状況であり、地方自治法上の出資法人を指導監督する立場である市の役割が機能していなかったことにも一因があると思われます。

措置

- ・メルシーfor SAYAMA 株式会社（以下「メルシー」といいます。）において会計士に確認を行うよう指示した結果、第1期修正決算、第2期決算及び第3期決算の修正を監査の指摘どおりに行うとの報告を受けました。
- ・引き継いだメルシー名義の口座もそれ以外の新たな口座もなかったという報告を受けました。
- ・平成30年7月13日付けで「メルシーfor SAYAMA 株式会社の指導監督等に関する事務要綱」を制定し、公布しましたので、今後はこれに従い、適正な事務処理を行うようメルシーの指導を徹底します。
- ・ため池等太陽光発電モデル事業の整理が完了し次第、速やかに同社と解散・清算に向けた協議を行います。

イ 計算書類や会計帳簿等の作成及び手続きは問題ないか。

原因

第1期の計算書類や会計帳簿等の作成に至る手続については、決算の正確性及び妥当性の基礎となる決裁及び承認行為の実施若しくは実施した証跡がなかったことによるものです。

措置

- ・メルシーにおいて会計士に確認を行うよう指示をした結果、第1期修正決算、第2期決算及び第3期決算の修正を監査の指摘どおりに行うとの報告を受けました。
- ・税務申告について税務署に確認した結果、更正の請求若しくは修正申告が必要であるとの見解を得ましたので、それに従い、対応していくとの報告を受けました。
- ・売上の協賛金については、預り金として経理し、開発費については平成30年3月30日付けで全額返金を受けていることを確認し経理しました。
- ・商標権については、申請をしましたが、未だに許諾されておらず資産価値がないことから、会計士と相談し、第3期決算にて雑損失として経理しました。
- ・株式会社電通から、請求書の内訳明細が分かる資料を入手したとメルシーから報告を受け

確認しました。

- ・平成30年7月13日付けで「メルシーfor SAYAMA 株式会社の指導監督等に関する事務要綱」を制定し公布しましたので、今後はこれに従い、適正な事務処理を行うようメルシーの指導を徹底します。
- ・ため池等太陽光発電モデル事業の整理が完了し次第、速やかにメルシーと解散・清算に向けた協議を行います。

ウ 領収書等証拠書類の管理は適切か。

原因

当時は、メルシーに従業員がいないことと、さらに事務手続きに関する規定等もなく、事務決裁や稟議をとらずに、事務手続を進めていたことによるものです。

措置

- ・メルシーにおいて、平成29年4月1日以前の内容及び経理を引き継いだ預金通帳及び領収書等の収支を全て捕捉するため、会計ソフトによる処理を行った上で、会計士に確認していただくよう指示をしました。その結果、メルシーの会計規程に照らしても不適切な処理は認められませんでした。
- ・平成30年7月13日付けで「メルシーfor SAYAMA 株式会社の指導監督等に関する事務要綱」を制定し、公布しましたので、今後はこれに従い、適正な事務処理を行うようメルシーの指導を徹底します。
- ・ため池等太陽光発電モデル事業の整理が完了し次第、速やかにメルシーと解散・清算に向けた協議を行います。

エ 現金や預金通帳、銀行印などの管理は適切か。

原因

当時は、メルシーに従業員がいなかったため、預金通帳などの引継ぎに認識の相違があったことと、証拠書類の管理状況が不適正で、経理事務における取扱規程がなかったことによるものです。

措置

- ・平成29年4月にメルシーは経理規程を作成し、メルシーの現預金の残高等の確認については、適正な事務執行に努めることと、預金通帳や銀行印などの管理についても代表取締役と社員が分担して適正な保管に努めるよう平成30年4月9日付けで指導しました。

オ 債務は適正か。またそれに基づいた支出の経理は適切か。

原因

平成29年11月27日付けで締結した「大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業」業務委託変更契約書の特例措置に関する覚書が反映されていないことによるものです。

措置

- ・平成29年11月27日締結の覚書の経理について、税務署に相談した結果、メルシーに対し、適正な各期の決算の経理を行うよう平成30年4月9日付けで指示しました。メルシーからは、第1期修正決算、第2期決算及び第3期決算の修正を行いますと報告を受けました。

カ 「ため池等太陽光発電モデル事業における業務委託基本契約書に基づく特例措置に関する覚書」により受けた前受金の目的とその使途は適切か。

原因

会社設立時の運営資金が資本金しかなく、太陽光発電事業を行うこととなったため、会社運営の経費を確保するために前受金を受けたことによるものです。

措置

- ・当時は、前受金をメルシーの事業運営の運転資金に充てており、前受金の目的とその使途はグリーン水素シティ構想案に基づく事業を進めて行く上で必要不可欠な資金であるとメルシーが判断したのですが、今後は、このようなことのないようメルシーに対し、平成30年4月9日付けで指導しました。

キ グリーン水素シティ事業推進研究会の協賛金の入金及び支出は問題ないか。

原因

研究会の協賛金を、要綱でその使用目的を明確に示していなかったことによるものです。

措置

- ・協賛金の目的はグリーン水素シティ構想の実現に寄与する事業に充当させることを目的としており、実際の支出は、「記者会見費用」や「グリーン水素シティ」という「商標登録の申請費用」、「水素模型費用」などへ充当し、3社からの協賛額を超えていますが、いずれも協賛目的に合致するものに使用されたものと考えます。しかし、一部の協賛金を当時の研究会会員（シナネン株式会社）が入居予定物件の改装費に充てたことや研究会で経理せずにメルシーが経理したことは適切ではありませんでした。今後は、このようなことの無いよう協賛金を取り扱う場合は十分に注意を払うとともに、メルシーに対しても、平成30年4月9日付けで指導しました。

ク グリーン水素シティの商標権の申請手続き等は問題ないか。

原因

研究会が申請者となるべきでしたが、申請手続を株式会社ASCに依頼し、メルシー内部の意思決定がないままに手続を進めていたことによるものです。

措置

- ・ 研究会の協賛金による商標権の出願に当たり株式会社ASCに問い合わせたところ担当者は退職していたため詳細は不明ですが、株式会社ASCに対し、申請者を本市又はグリーン水素シティ事業推進研究会とすべきところの契約が締結されていませんでした。
- ・ 現在は、既にグリーン水素シティ構想（案）は取り下げ、研究会も解散していますので、『グリーン水素シティ』の商標権を取得する目的もなく、商標権も許諾されていません。メルシーとしても費用については会計士と相談のうえ、経理上、無形固定資産へ変更しました。

ケ 特定非営利活動法人未来の最先端まちづくりから購入した水素発電模型を株式会社共立電機製作所から寄贈を受けたとして表示していることは問題ないか。

原因

当初は株式会社共立電機製作所からの寄贈を受ける予定でしたが、途中で購入となったにもかかわらず、その対応をしていなかったことによるものです。

措置

- ・ 現時点では寄贈シールは添付されておらず問題は解消されています。今後このようなことがないように適正に手続を行うよう平成30年4月9日付けでメルシーを指導しました。

コ 平成27年12月28日に行ったグリーン水素シティ事業の記者会見業務の契約状況とその経緯は問題ないか。

原因

当該記者会見については、業務内容や目的など研究会としての意思決定を示す決裁などを整えず、拙速に実施したことによるものです。

措置

- ・ 平成30年4月18日付けでメルシーは株式会社電通から請求書の内訳内容がわかる資料を入手し、本市で検証した結果、記者会見の目的は本市が研究会会員とともにグリーン水素シティ構想を広く全国へ発信することを目的とするものでした。当時の研究会会員は東京を拠点とする企業が大半であり、利便性や情報面を考慮して東京で行ったものですが、将来的に事業収益の帰属によってはメルシーが全額負担することは不当とまでは言えないと考えます。
- ・ 今後は、契約に係る手続の妥当性が確認できる書類を残し、規定に基づいた事務処理を行うよう平成30年4月9日付けでメルシーを指導しました。

サ 特定非営利活動法人未来の最先端まちづくりの年度事業報告書で事業の対象者が大阪狭山市となっている。本市の歳出が確認できないが、SAYAKAホールで行われた事業との係わりや職員が行ったハノーファーメッセ（ドイツ）との関係性も含めて適切か。

原因

事業を進める前に意思決定を行う決裁や取決めを行わないまま、進めたことによるものです。

措置

- ・ NPO法人の年度事業報告書で本市が事業の対象者となっている点について、平成30年3月27日付け普通郵便及び平成30年7月12日付で配達記録郵便にて事業報告書の記載内容について詳細な説明を求める文書を送付しましたが、返信がありませんでした。このため、平成30年7月24日に同法人を訪問し、代表者にお会いし、内容についてのヒアリングを求めましたが、協力が得られませんでした。また、監督官庁である堺市へこの事実をもって相談した結果、NPO法人の事業報告書の内容に明確な不正等が認められない以上は修正を求める権限はないとのことでした。
- ・ 今後は、このようなことが無いよう、事務決裁規程に基づき、所定の手続を行います。

(2) ため池等太陽光発電モデル事業に関する各種手続きと契約事務の適正性について

- ア ため池等太陽光発電モデル事業の各種手続きと契約事務について法的に適正か。また、メルシー for SAYAMA株式会社が行った契約について、透明性・経済性などの観点から適切な手続に基づいて行われているか。**

原因

設立当初は従業員がいないことから、市職員が適正に書類を整えずに進め、会社設立後も事務処理規程や会計規程もなかったことによるものです。

措置

- ・ ため池等太陽光発電モデル事業の契約書等は、法的な見解をもとにFIT法に基づく固定価格買取制度の期間終了まで事業が適正に存続できるよう手続を行います。
- ・ ため池等太陽光発電モデル事業の整理が完了し次第、速やかにメルシーと解散・清算に向けた協議を行います。

- イ 設備認定及び電力受給契約の申請者（本市）と事業実施者（メルシー for SAYAMA株式会社）が異なることは問題ないか。**

原因

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）に基づく固定価格買取制度を利用した事業計画段階では、メルシーがまだ設立されていなかったことから、本市が国や関西電力株式会社と協議を行い、所定の事務手続を進めていました。また、申請者と事業実施者が変更となったにもかかわらず、手続を怠り、合致させていなかったことによるものです。

措置

- ・ FIT法に基づく固定価格買取制度の名義は本市から設備所有者へ移転し、それに伴う全ての契約書等を見直す手続を行う予定です。

ウ 本市と契約関係がなく、また業務における支払の事実もないグリーンアースパワー・ジャパン株式会社が関西電力株式会社への「電力購入契約申込書兼系統連系申込書（高圧・特別高圧）の申込代理人になっていることは問題ないか。

原因

事業計画段階では、メルシーが設立されていなかったことから、事務手続を本市が行っていましたが、事業を急いだため、書面による契約形態のない状況で第三者企業への設計の委託を行っていることによるものです。

措置

- ・ 今後はこのようなことのないよう、意思決定のプロセスを明確にするための決裁を得るなど、適切な事務手続を行います。

エ 併せて、売電収入の振込先が有限会社グッドセンターコンサルティングになっていることは問題ないか

原因

当初発注した時点から振込先を変更させるに当たって、必要な事項の取決め等を文書として残さずに進めたことによるものです。

措置

- ・ 今後はこのようなことのないよう、意思決定のプロセスを明確にするための決裁を得るなど、適切な事務手続を行います。

オ 設備認定及び電力受給契約の申請者は本市で、太陽光発電設備の所有者及び売電収入の振込先が有限会社グッドセンターコンサルティングであるが、ため池等太陽光発電モデル事業で得た売電収入は公金と見なされるか。

原因

事業開始前に指摘の諸問題を解決せずに事業を進めたことによるものです。

措置

- ・ FIT法に基づく固定価格買取制度の名義は本市から設備所有者へ移転し、それに伴う全ての契約書等の見直し手続を行います。

ク メルシー for SAYAMA株式会社と本市の契約について、双方代理の関係は問題ないか。

原因

双方代理の問題を解決せずに利益相反の課題のみを解釈したことによるものです。

措置

- ・ 大阪府を通じ総務省に見解を求めた結果、地方公営企業法に基づき、企業職員である上下水道部長が市長からの事務委任を受け、市長の代理として平成30年6月15日付けで変更契約書を締結し、双方代理の状態は解消しました。

コ メルシー for SAYAMA株式会社の事業としているため池等太陽光発電モデル事業の発注業務を市職員が行い、発注に関する質問の問合せを本市都市整備部宛てとすることは適切か。

原因

設立当初は、従業員がいないことから、本市とメルシーにおける出資契約や関係性も明確に定めなかったことから、本事業における発注事務等を本市職員が行っていたことによるものです。

措置

- ・ 本市職員がメルシーの事業をメルシーの設立前に行うことは問題ないが、設立後は問題があったとの指摘を受けたことから、今後は出資法人を設立する際には体制の整備を行った上で適正に行います。

ス たため池等太陽光発電モデル事業の関西電力株式会社との契約を行う際、電力購入契約申込書兼系統連系申込書（高圧・特別高圧）の支払口座先が白紙にもかかわらず市で決裁され、その後、口座先がメルシー for SAYAMA株式会社から有限会社グッドセンターコンサルティングへと変更しているにもかかわらず、市の決裁が無いままで支払口座が変更されていたことは問題ないか。

原因

FITの申請者を本市からメルシーに変更せずに拙速に手続を進め、メルシーの設立後も代表取締役だけで事務処理が適正に行われず、振込先の変更も、本市の決裁をとり直す必要があったが、これを行わなかったことによるものです。

措置

- ・ 今後は、振込支払口座を指定するという重要な事項は、本市の事務決裁規程に従い、事務手続を行います。

セ 電力購入契約申込書兼系統連系申込書（高圧・特別高圧）の支払口座先が、有限会社グッドセンターコンサルティングになっている根拠説明を関西電力株式会社に提出している「たため池等太陽光発電モデル事業における、各契約等の関係について」という資料で説明を行っているが問題ないか。

原因

メルシーの設立後も代表取締役だけで事務処理が適正に行われておらず、振込先の変更に当たり、本市の決裁をとり直す必要があったが、これを行わなかったことによるものです。

措置

- ・ 振込先をメルシーから有限会社グッドセンターコンサルティングの口座へ変更し、そのことを関西電力株式会社に対して説明したことは大きな問題が生じていると認識しており、これを速やかに解消すべく、FIT法に基づく固定価格買取制度の名義を本市から設備所有者へ移転し、それに伴う全ての契約書等の見直し手続を行う予定です。

ソ 売電収入を財産区の特別会計に計上していないことは適切か。

原因

濁り池については当初から、本市職員が水面利用であり、財産区財産の処分には当たらない等という誤った認識で、地元地区に説明し、事業に係る手続を進めてきたことによるものです。

措置

- ・ 大阪狭山市職員措置請求の監査結果を受け、岩室財産区の管理者の代理である副市長が、メルシーの代表取締役に対し、不法占有当時の使用料相当額の損害賠償金の支払と不法占有状態の解消を行うよう通知しました。
- ・ 本市としては、岩室財産区の管理組織の設立に向けて支援を行います。

2 大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業に関係する職員の旅費及び服務等に関すること

(1) 職員の旅費の取扱いについて

ア 架空の団体「メルシー研究会」として記載した管外出張命令簿は適正か。

原因

「大阪狭山市職員の旅費に関する条例」に基づき、所定の手続を行うべきでしたが、決裁時において十分な確認を行わなかったことによるものです。

措置

- ・ 今後は、架空の団体の標記で決裁を行うことの無いよう、決裁時におけるチェック機能を強化します。

イ 職員が公務で出張した旅費について、事務手続がなされず立替られていることは問題ないか。

原因

「大阪狭山市職員の旅費に関する条例」に基づき、所定の手続を行うべきでしたが、決裁時

において十分な確認を行わなかったことによるものです。

措置

- ・ 職員が出張する際には服務規程に従い、手続を行うよう平成29年5月22日付で全職員に周知徹底しました。
- ・ 当該職員に対し、何度も旅費の請求を促してきましたが、平成30年7月5日に当該職員から旅費の支給について辞退の申出がありました。

(2) 職員の服務について

ア 職員が出退勤記録、管外出張命令簿並びに復命書なしに公務として職場を不在にすることは問題ないか。

原因

管外出張に当たり、定められた手続を経なかったことによるものです。

措置

- ・ 職員が出張する際には服務規程に従い、手続を行うよう平成29年5月22日付で全職員に周知徹底しました。

イ 職員が勤務時間中及び勤務時間外にメルシー for SAYAMA株式会社の業務に携わることは適切か。

原因

設立時には、従業員もおらず、会計規程等も整っていない状況にあり、独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行するための職務権限や責任を明確にしていなかったことによるものです。さらに設立後も、速やかに従業員を確保すべきであったにも関わらず、本市職員を業務に関わらせたことによるものです。

措置

- ・ 市が100%出資する会社と言えども、市職員の民間企業への従事については地方公務員法で制限されていますので、今後は必要に応じて適正な体制を整備します。

3 その他

ア ため池等太陽光発電モデル事業の受注者のグループ会社（株式会社共立電照）からLED照明器具の寄贈（12本）を市が受けることは適切か。

原因

寄贈を受ける前に関係部局との協議が必要であったところ、それを行わずに寄贈を受けてしまったことによるものです。

措置

- ・ 寄贈を受ける場合は影響がないことを庁内関係部署で確認した上で協議を行い、財務規則に基づき寄附受領の手続き行いました。

ウ 設立時、市役所内にメルシーfor SAYAMA株式会社を設置し、市役所の住所及び電話番号を使用しているのは適切か。

原因

メルシーの設立前後の区別を行わずに、そのまま設置していたことによるものです。

措置

- ・ 今後、出資法人の設立にあたっては、このようなことの無いよう、適切に体制を整えます。

エ メルシーfor SAYAMA株式会社が行うグリーン水素シティ推進事業等の業務を行った市職員は、職務専念義務上、問題ないか。

原因

メルシーの体制が不十分なままで会社を立ち上げ、第1期の事業を進めたことによるものです。

措置

- ・ 市が100%出資する会社と言えども、市職員の民間企業への従事については地方公務員法で制限されていますので、今後は必要に応じて適正な体制を整備します。

オ 大阪狭山市グリーン水素シティ事業等調査チームの調査報告書【概要版】について、再検証を実施する。

原因

管外出張命令簿が見当たらなかった1件については、旅費の取扱いで当時の担当者間の連絡ミスによるものです。

措置

- ・ 職員が出張する際には服務規程に従い、手続を行うよう平成29年5月22日付で全職員に周知徹底しました。
- ・ 当該職員に対し、何度も旅費の請求を促してきましたが、平成30年7月5日に当該職員から旅費の支給について辞退の申出がありました。